

2. 令和7年度学校経営について

校訓 創造・友愛・健康

I. 学校教育目標

変化する社会にたくましく生きる人を育てる
～感じる！ 考える！ 行動する！～

現在の世の中はAIの急激な進化や技術革新に伴い、社会全体の構造が激しく変化しています。あるシンクタンクの調査によりますと、日本の労働人口の49%がコンピュータで代替可能になるとレポート発表しています。従来通りの教育（認知能力）では、世の中に通用する人材を育てることはできません。今からの教育は、認知能力に加えて、非認知能力とPBL（課題解決型学習）向上も不可欠です。

II. 重点目標

1. 学校教育目標を実現するための取り組み

(1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成

本校では、非認知能力とPBL（課題解決型学習）の重要性を教職員や生徒のみならず、保護者や地域コミュニティにも理解していただき、この能力の向上に努めて参ります。取り組みの第一歩は、非認知能力を「挑戦、尊重、自分事、そうぞうする、批判的に考える、比較・検討する、協働する」の7つに分類しました。これを、授業のみならず、生徒会活動、修学旅行、体育祭・文化祭等、あらゆる教育活動に意識させます。前年度は、生徒たちにこの能力を身につけさせるために数多くのギミック（仕掛け）を提供しました。たとえば、「民間企業や自治体と連携した総合的な学習」「生徒主体のルールメイキング活動」等です。これらは、本校のテーマである『学校でしかできない「学ぶ喜び」をすべての生徒に』の実例です。その結果、アンケートに加えて保護者からの声も高い評価となっております。今後も学力（認知能力）と非認知能力及び課題解決型学習（PBL）により、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成に努めて参ります。

「知」の育成には生徒の実態に即した指導方法の確立と定着を重点にすえ、生徒の学力（認知能力）の確かな定着と生徒の自立を育む教育（非認知能力）の充実を図ります。また、学び探究委員会や教科部会を中心に教員の指導力を磨き、授業改善や日々の指導方法の工夫を積極的に進めます。

「徳」や「体」の育成では命の大切さや人を思いやる豊かな心や健やかな身体を育むため、道徳教育を核とした心の教育の充実や生徒の体力向上に向けた取組を推進します。なお、取組の中心を担う教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、果たす役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校における働き方改革」「一部業務の業務委託」について、計画的に進めて参ります。

(2) 人権を尊重した教育の推進

すべての生徒が安心して自らの力を発揮することができ、学ぶ喜びを感じる学校とするために、生徒一人ひとりが人としての尊厳を感じながら成長しなければなりません。そのために、いじめや体罰等により生徒の大切な人権が、決して傷つけられることのないよう、学年会及び教科部会や生徒指導部会等において全教員が人権および人権課題に関する正しい理解を深めるとともに、教育のあらゆる場において人権教育を推進します。

(3) 教職員の倫理観・規範意識の向上

生徒たちに集中して取り組める落ち着いた雰囲気での授業と不安のない学校生活を保障し、規律を重んじた秩序ある学校を確立することは、信頼される学校として必要不可欠なことであります。

そのため、生徒たちの規範意識を育むことはもちろん、教職員が生徒・保護者・地域との信頼関係を構築できるよう、教育公務員としての倫理観や規範意識の向上に努めます。

2. 義務教育 9 年間を見据えた取組・・・小中一貫教育の推進

変化の激しい未来を生き抜くための9年間の学びを！

～非認知能力・課題解決型能力の向上によりともに生きる力を育てよう～

<めざす子ども像> (楠葉西中学校・樟葉西小学校・樟葉南小学校 共通)

- (1) (課題を見つけて) **新しいものを創り出せる人**
- (2) (固定概念にとらわれず) **柔軟に行動できる人**
- (3) **思いやりのある人** (自分・他者・世界)

<めざす学校像>

- (1) 指導方法の工夫改善に努め、わかりやすく魅力ある授業を展開し子どもの学ぶ意欲を引き出す学校
- (2) 道徳教育と人権教育を核とした心の教育を大切にし、子ども一人一人が安心して学べる安全な学校
- (3) 豊かな人間関係づくりや集団づくりを進め、人としてのマナーや規範意識を身につけさせる学校
- (4) 学校情報の積極的な公開と外部の人材活用による開かれた学校
 - ・学習規律の徹底による落ち着いた学習環境のもと、「学びのサイクル」をめざした取組も展開し、子ども一人一人の「生きる力」を育成する。
 - ・子どもの実態に即して「小中一貫教育」を展開し、小中学校9年間を見据えた系統性・継続性のある学習指導、生徒指導を実施し、基礎・基本の確実な定着を図る。
 - ・日常の授業交流等を通して、校区内の「小・小」「小・中」の連携を図り、小中学校の円滑な接続に努める。
 - ・小中学校が連携し、学習規律や基本的生活習慣を確立し、学力向上の礎とする。
 - ・命の大切さや人を思いやる豊かな心と健やかな身体を育むため、道徳教育を核とした心の教育の充実に取り組む。
 - ・体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、体育・健康に関する指導の改善に資するとともに、体力向上に努める。
 - ・英語教育については、9年間を見据えたカリキュラムを作成し、英語暗唱大会等を実施するなど、英語によるコミュニケーション能力の育成に努める。

Ⅲ 具体目標

基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）など、子ども主体の学習活動を推進していきます。

1. 学校運営体制について

1. 学校運営組織の確立

- (1) 校長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立します。
- (2) 企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組みます。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営します。
- (3) 校長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図ります。

1-1. 地域・校種間連携の推進

- (1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価については協議会形式で学校評議員及び保護者から提言や評価を受けます。
- (2) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めます。2
- (3) 校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めます。
- (4) きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識し取り組みを推進します。

2. 学習指導について

1. 主体的・対話的で深い学びの実現

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一元的な充実

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- (2) 各教科の授業において、生徒が1人1台端末・ICTを文房具として活用するよう授業改善を図る。

1-2. 学習の基盤となる資質・能力の向上

- (1) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成する。

1-2-1. 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

- (1) 生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。
- (2) 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するため、言語活動を充実させることにより、生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにする。

1-2-1-1. 外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用

- (1) 中学校において、英語科 CAN-DO リストの見直し及び改善を行い、教育計画に掲載する。
- (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、4技能のレベルを客観的に測定する

アプリによるレベルチェックテストについて第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施する。

1-2-2. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- (1) 豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図る。

1-3-3. プログラミング学習の取組

- (1) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施する。

1-3. カリキュラム・マネジメントの充実

- (1) 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成する。
- (2) 地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てる。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、家庭や地域とも共有を図る。

1-3-2. 社会とつながる学習活動の推進

- (1) 総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動においては、生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導する。
- (2) 答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成する。

1-4. 学習評価

- (1) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。
- (2) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行う。

1-5. 確かな学力を育成するための学校体制

- (1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づくことや育成したい資質・能力を焦点化するなどしながら、校内研究（研究内容）を設定し、学校の組織的な取組を一層進める。

2. 国旗・国歌

- (1) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図る。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱する。

3. キャリア教育・進路指導について

1. キャリア教育の在り方

- (1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう各学校でキャリア教育全体計画を立案し、指導・支援する。

2. 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立する。
- (2) 進路指導にあたっては、生徒が主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進する。
- (3) 調査書等進路指導に関する書類の作成やオンライン出願システムの利用に当たっては、組織的な体制の下、適切に行う。

2-1. 支援の必要な児童・生徒への進路指導

- (1) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないように、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導する。

(2) 障害のある生徒や日本語指導を必要とする生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを適切な説明や情報提供を行い進路支援に努める。

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人一人の個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることですべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にすることを養います。また、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。

4. 道徳教育について

1. 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

- (1) 道徳科の授業においては、生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、生徒の実態に即しながら指導を工夫する
- (2) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとなるようにする。

5. 人権教育について

1. 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- (2) 枚方市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を推進する。

1-1. 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (1) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、学校においては、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施する。

1-2. 子どもの見守り体制の確立

- (1) 虐待の防止にあたっては、生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。

1-3. ジェンダー平等教育の推進

- (1) 男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。

1-4. 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

- (1) 生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努める。
- (2) 日本語指導を必要とする生徒については、当該生徒の状況を踏まえ、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努める

1-5. 同和教育の推進

- (1) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題の生徒に対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努める。

1-6. 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正

- (1) 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努める

1-7. 平和教育の推進

- (1) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進する。

6. 健康教育について

1. 体力づくりの取組の推進

(1) 生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。

2. 体育活動における事故防止対策等

(1) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図る。

(2) 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。

(3) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定する。

(4) 生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底する

(5) 「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮する。

3. がん教育

(1) がん教育については、令和 2 年度から令和 7 年度までの間で、1 回以上外部講師を活用しがん教育を実施する。

4. 食育

(1) 生徒の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導の全体計画を作成し、推進する。また、全体計画を教育計画に掲載する。

(2) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図る。

5. 食物アレルギー疾患の対応

(1) 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。

(2) 大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和 5 年度改訂版）」「アレルギー疾患対応の学校 生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織するアレルギー対応委員会等を設置する。

(3) 保護者や主治医との連携を図りつつ、生徒の状況に応じた対応マニュアルを策定する。

(4) 食物アレルギーの既往症の無い生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう留意し、毎年校内研修等を実施する。

7. 特別活動・その他教育活動について

1. 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

(1) 特別活動においては、生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。

1-1. 学級や学校の文化を創造する特別活動

(1) 学級活動等の指導においては、生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。

(2) 生徒会活動においては、生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。

(3) 儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。

(4) 学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理する。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年 1 回の定期報告を適切に実施する。

2. 中学校部活動

(1) 中学校における部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切な練習時間、休養日・休養期間を設定するとともに、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、ポータルサイトの活用促進などを通して、指導力の向上を図ります。

8. 教職員の服務について

1. 服務規律の徹底（職務上の義務）

(1) 服務の宣誓

服務の宣誓内容を日頃から教職員に強く意識させ、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するよう指導する。

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

教職員への命令（出張・時間外勤務等）については、法規法令に従い、その意義等を教職員に十分に認識させ、適正な執行を行う。各種承認申請（勤務場所を離れて行う研修等）についても同様に、校長による承認手続きを行うとともに、適正に処理する。教職員の自家用自動車等による通勤は、認定条件を満たした場合に限る。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底する。

(3) 職務専念の義務

条例・規則で定められた勤務時間を教職員に遵守させ、その職責遂行に努めさせる。その際、校長は勤務（内容・時間等）の適正な把握・管理を行う。

(4) その他

万一、服務上の問題が発生した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教職員課に報告する。教職員の不祥事防止の徹底を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。

2. 服務規律の徹底（身分上の義務等）

(1) 信用失墜行為の禁止

生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組む。飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを教職員に周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導を徹底する。教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導する。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けしないよう教職員に指導する

(2) 秘密を守る義務

職務上知り得た情報等に対する守秘義務を教職員に遵守させる。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを教職員に認識させた上で、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や本市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。

(3) 政治的行為の制限

教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導する。

(4) 争議行為等の禁止

教職員が全体の奉仕者という身分をよく理解し、争議行為等を行わないよう指導する。

(5) 営利企業への従事等の制限

兼職・兼業について、教職員に地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させる。

9. 学校における働き方改革について

1. 業務改善と意識改革の推進

(1) 学校の経営方針等において、国通知や様々な取組事例等を参考にし、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校運営を行う。

- (2) 校長は学校の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うという考えのもと、業務の在り方の見直しを進める。
- (3) 学校運営協議会等で働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進める。
- (4) 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2. 労働安全衛生体制の充実

- (1) 学校の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進める。
- (2) 出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導する。
- (3) 校長は、学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努める。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たす。
- (4) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について教職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努める。また、ストレスチェックの集団分析結果を活用し、各学校のよりよい職場環境づくりに努める。
- (5) 笑顔の教職員・学校づくりのため、枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努める。

10. 教職員研修について

1. 教職員の育成

- (1) 初任期教職員（1年目～3年目の教諭・講師等）の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任期教職員の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、初任期教職員の育成を図るとともに、年間指導計画に基づく進捗状況を把握する。
- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、初任期教職員指導コーディネーターを中心に、組織的・計画的に実施する。
- (3) 10年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施する。
- (4) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させる。
- (5) すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うよう指導する。

2. 授業改善

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

3. 校内研究・校内外研修

- (1) 中学校の校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。

4. 研修の受講

- (1) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努める。
- (2) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努める。

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、すべての生徒が将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、「ともに学びともに育つ」教育の充実に努め、その可能性を十分に引き出す効果的な指導・支援を行います。また、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての生徒について全教職員の共通理解のもと、学校園全体で支援教育の充実に取り組みます

1 1. 支援教育について

1. 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- (1) 障がいの有無にかかわらず、すべての生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- (2) 「障がい」を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、障がいのある生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。

1-1. 校内体制の充実

- (1) 障がいのある生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点から踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。

1-2. 交流及び共同学習の充実

- (1) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努める。

1-3. 障がいのある児童・生徒の教育課程の充実

- (1) 支援学級において実施する特別の教育課程には、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成する。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該生徒の障がいの状況に応じて適切な教育課程の編成に努める。
- (2) 支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該生徒の障がいの状況に応じて一人一人の教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図る。

1-4. 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- (1) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。

1-5. 通級指導教室の充実

- (1) 通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実に努める。

1-6. 保護者や関係機関との連携

- (1) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点から踏まえ、一人一人の障がいの状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。

1-7. 医療的ケア

- (1) 医療的ケアが必要な生徒及び基礎疾患がある生徒等、重症化リスクの高い生徒に対しては、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校園生活を送れるように適切な対応に努める。

基本方策5 社会に開かれた学校づくりの推進

生徒が未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成することをめざし、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。また、生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります

13. 学校・家庭・地域の連携について

1. 社会に開かれた教育課程

- (1) 生徒に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- (2) 学校の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る

1-1. 地域とともにある学校づくり

- (1) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会委員や学校評議員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進する。
- (2) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム楠葉西」としての機能を果たせるようにする。

基本方策 6 学びのセーフティネットの構築

生徒が安全で安心して学べる環境づくり努めます。安全な学校環境を保持するため、定期的な安全点検及び危機管理マニュアルの見直し等を行い、危機管理体制の確立を図ります。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、学校において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。また、不登校やひきこもり、虐待、貧困等、支援を必要とする生徒にかかわる様々な事象に対して、未然防止や早期対応ができるよう、情報の共有化を適切に進めるとともに、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進めていきます。

1 4. 安全について

1. 学校園の安全確保に向けた組織体制の構築

- (1) 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- (2) 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努める。

1-1. 危機管理体制の確立

- (1) 実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。

1-2. 安全教育の推進

- (1) 生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- (2) 各学校の実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実を努める。

1-3. 登下校の安全確保及び交通安全の推進

- (1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の安全確保等、一層の交通安全の推進に努める。

1 5. 生徒指導について

1. 校内生徒指導体制の確立

- (1) 日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくる
- (2) 校長の責任とリーダーシップのもとに、生徒指導主事が中心となり、問題等への組織的対応の要の役割を果たす。

1-1. 組織的な取組の推進

- (1) 生徒の自己指導能力を育成するため、すべての生徒への発達支持的生徒指導を推進する。

1-2. 教育相談体制の充実

- (1) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させる。

2. 不登校生徒への支援

- (1) 不登校生徒への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校生徒への対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての生徒が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進する。

2-1. 家庭・関係機関との連携

- (1) 1学期中のできるだけ早くに、家庭と繋がる取組を各学校の実態・実情に即して実施する。

3. 体罰根絶の取組

- (1) 体罰の根絶については、正しい生徒理解と信頼関係に基づく指導を行う。

4. 携帯電話等への対応

- (1) 携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力を育成する。
- (2) ネット上の犯罪から生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。

5. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- (1) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組む。

6. 校則について

- (1) 校則の内容は生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認・見直しをする

16. いじめについて

1. いじめの未然防止

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。

2. いじめの早期発見

(1) 生起しいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。

3. いじめの対応

(1) 生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴する。

基本方策 7 学びを支える教育環境の充実

学校施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進する。特に、市教育委員会と学校とが、一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

1 7. 教育環境の活用について

1. 教育環境

- (1) ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進める。
- (2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒の学びを止めないために、ICTを効果的に活用した取り組みを積極的に行う。
- (3) 1人1台端末の活用にあたっては、「いつでも・どこでも・つながる」セルラー通信の利点を十分に活用し、屋外（運動場や校庭等）や校外学習等で、児童・生徒がクラウドを活用して他者参照や共同編集により、深い学びにつながる取組を行う。
- (4) ICTを使用して、個人情報や情報資産を適切に取り扱うにあたっては、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用する。

2. 学校園施設、設備の維持管理

- (1) 学校施設については、適切に管理、使用する。

3. 校内体制の確立

- (1) ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。

4. ICT機器の管理・運用

- (1) ICT機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行う。

基本方策 8 生涯学習の推進と図書館の充実

読書が果たす重要な役割を踏まえ、公立図書館との連携や学校司書の専門性を生かすなど、学校図書館機能の充実を図ることにより、生徒の読書活動を推進します。また、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことや読書活動の推進により、生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力といった学習の基盤となる資質・能力を育成します。

1 8. 学校図書館機能の充実について

1. 学校図書館運営方針および年間計画策定

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- (2) 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

2. 読書活動推進と環境整備

- (1) 生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う
- (2) 各学年の学習計画や生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う
- (3) 文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて生徒が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をする。また、新聞については、3紙分の配備を行う。

基本方策 9 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

生徒が、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくために、地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させることをめざします。

19. 社会教育と学校教育の連携について

1. 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

- (1) 学校施設の開放については、積極的に推進する。